

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	1
秋田県告示第五百十三号	1
秋田県告示第五百十四号	1
秋田県告示第五百十五号	1
秋田県告示第五百十六号	1
秋田県告示第五百十七号	1
秋田県告示第五百十八号	1
秋田県告示第五百十九号	1
秋田県告示第五百二十号	1
秋田県告示第五百二十一号	1
秋田県告示第五百二十二号	1
秋田県告示第五百二十三号	1
秋田県告示第五百二十四号	1
秋田県告示第五百二十五号	1
秋田県告示第五百二十六号	1
秋田県告示第五百二十七号	1
秋田県告示第五百二十八号	1
秋田県告示第五百二十九号	1
秋田県告示第五百三十号	1
秋田県告示第五百三十一号	1
秋田県告示第五百三十二号	1
秋田県告示第五百三十三号	1
秋田県告示第五百三十四号	1
秋田県告示第五百三十五号	1
秋田県告示第五百三十六号	1
秋田県告示第五百三十七号	1
秋田県告示第五百三十八号	1
秋田県告示第五百三十九号	1
秋田県告示第五百四十号	1
秋田県告示第五百四十一号	1
秋田県告示第五百四十二号	1
秋田県告示第五百四十三号	1
秋田県告示第五百四十四号	1
秋田県告示第五百四十五号	1
秋田県告示第五百四十六号	1
秋田県告示第五百四十七号	1
秋田県告示第五百四十八号	1
秋田県告示第五百四十九号	1
秋田県告示第五百五十号	1
秋田県告示第五百五十一号	1
秋田県告示第五百五十二号	1
秋田県告示第五百五十三号	1
秋田県告示第五百五十四号	1
秋田県告示第五百五十五号	1
秋田県告示第五百五十六号	1
秋田県告示第五百五十七号	1
秋田県告示第五百五十八号	1
秋田県告示第五百五十九号	1
秋田県告示第五百六十号	1
秋田県告示第五百六十一号	1
秋田県告示第五百六十二号	1
秋田県告示第五百六十三号	1
秋田県告示第五百六十四号	1
秋田県告示第五百六十五号	1
秋田県告示第五百六十六号	1
秋田県告示第五百六十七号	1
秋田県告示第五百六十八号	1
秋田県告示第五百六十九号	1
秋田県告示第五百七十号	1
秋田県告示第五百七十一号	1
秋田県告示第五百七十二号	1
秋田県告示第五百七十三号	1
秋田県告示第五百七十四号	1
秋田県告示第五百七十五号	1
秋田県告示第五百七十六号	1
秋田県告示第五百七十七号	1
秋田県告示第五百七十八号	1
秋田県告示第五百七十九号	1
秋田県告示第五百八十号	1
秋田県告示第五百八十一号	1
秋田県告示第五百八十二号	1
秋田県告示第五百八十三号	1
秋田県告示第五百八十四号	1
秋田県告示第五百八十五号	1
秋田県告示第五百八十六号	1
秋田県告示第五百八十七号	1
秋田県告示第五百八十八号	1
秋田県告示第五百八十九号	1
秋田県告示第五百九十号	1
秋田県告示第五百九十一号	1
秋田県告示第五百九十二号	1
秋田県告示第五百九十三号	1
秋田県告示第五百九十四号	1
秋田県告示第五百九十五号	1
秋田県告示第五百九十六号	1
秋田県告示第五百九十七号	1
秋田県告示第五百九十八号	1
秋田県告示第五百九十九号	1
秋田県告示第六百号	1

保安林の指定解除予定通知(五二二・森林整備課).....	1
都市計画事業の認可(五一三・秋田地域振興局建設部).....	1
開発行為に関する工事の完了(五一四・由利地域振興局建設部).....	1
公告	1
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	1

## 告 示

秋田県告示第五百十二号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年六月十三日

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 仙北郡美郷町字瀧尻(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 道路用地とするため
- 四 解除予定保安林の所在場所  
 能代市能代町字下浜一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 五 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 六 解除の理由 道路用地とするため
- 七 解除の理由 省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部、仙北地域振興局農林部並びに能代市役所及び仙北郡美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第五百十三号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十八年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
 秋田都市計画道路事業三・一・四四号新都市大通線  
 三・四・四五号上北手雄和線
- 三 事業施行期間  
 平成十八年六月十三日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
 (一) 収用の部分  
 秋田市上北手猿田字堤ノ沢、字中谷地及び字寺ノ内地内並びに秋田市上北手古野字台及び字脇ノ田地内  
 (二) 使用の部分  
 なし

秋田県告示第五百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年五月十六日付け指令由建 三百三十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十八年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地三十八  
 株式会社秋田クボタ  
 代表取締役 白石 光弘
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 にかほ市象潟町字大門先五番四、六番一、六番三及び二十八番五

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同法第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日  
 平成十八年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 NPO法人「太陽の園」
- 三 代表者の氏名  
 山本 幸右衛門
- 四 主たる事務所の所在地  
 秋田県横手市赤坂字仁坂百五番一 地内
- 五 定款に記載された目的  
 この法人は、心身に障害をかかえた人たちが健やかに生きがいをもって日々生活できるように、自立生活への支援と就労支援を行う。また、地域の人たちと一緒にスポーツイベントや演劇、コンサート等への鑑賞、参加、出演等社会参加のための支援活動を行い、もって地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(062)8766 FAX(063)0005  
 E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄